

島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定 人数	応募資格
J	相談員 支援員 専門員	127	一般相談業務及 び行政相談業務	3人程度	
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		一般相談(相続・贈与、借地・借家・不動産関係、離婚・離縁、相隣関係、金銭問題、家庭問題、労働問題、人権問題、交通事故)及び行政相談業務。(相談の聴き取り、助言、相談票の作成等)			
勤務日及び 勤務時間		1週間の勤務日 月曜日から金曜日のうち3または4日間 1日の勤務時間 午前9時00分から午後4時00分まで(うち6時間00分) 1週間の勤務時間 計18時間または24時間以内 休憩時間 1時間 ※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある			
勤務場所		生活安心課市民相談係(島田市中心1番の1 島田市役所1階)			
休日等		週休日(土曜、日曜、週の中で指定する日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで			
報酬等		1 報酬月額 75,298円(週18時間勤務の場合) 100,397円(週24時間勤務の場合) ※経験年数に応じて加算されることがある ※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある ※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給 2 費用弁償 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 3 期末・勤勉手当 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給 ※勤勉手当は令和6年度から支給開始となる見込み。 ※期末手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある。			

所管課等
(問い合わせ先)

生活安心課市民相談係
(0547-36-7153)

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。